

○リサーチ・アシスタントに関する運用内規

平成14年3月8日
理事会決定

(目的)

第1条 この内規は、リサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)に関する規程(以下「規程」という。)第4条に定める採用手続、[第7条](#)に定める報酬、了解事項に定める採用に関する運用等について定める。

(採用手続)

第2条 共同研究プロジェクト等に携わる当該教員又は研究代表者は、共同研究プロジェクト等の実施に当たってRAを必要とする場合、RAの採用について当該教員又は研究代表者の所属する研究科委員会、学部教授会又は研究所等の議決機関の承認を得なければならない。

また、当該教員又は研究代表者は、RAとして採用しようとする大学院学生について、当該学生の所属する研究科委員会の承認を得なければならない。

(報酬)

第3条 RAの報酬は、月額10万円とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、担当する業務特性に応じて、1時間単位での採用も可とする。なお、1週当たりの勤務時間は5時間以上とし10時間を超えないものとする。ただし、日本学術振興会特別研究員と兼務する場合は週5時間を超えないものとする。

1時間当たり 1,500円

第4条 規程第3条第1号及び第2号に該当する研究のためにRAを採用する場合、当該教員又は研究代表者が交付された研究助成金から必要額をRAの報酬に充当するものとする。

第5条 規程第3条第3号に該当する研究のためにRAを採用する場合、当該教員又は研究代表者の所属する機関の予算枠から必要額をRAの報酬に充当するものとする。

(事務)

第6条 この内規に関する事務は、教務機構事務部において行う。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この内規は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。
- 2 この内規は、2010年(平成22年)4月1日から改正施行する。
- 3 この内規は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。